

第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画の概要

平成29年4月
自然環境課

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景

西中国地域（広島県、島根県及び山口県）のクマは他地域から孤立して分布している。平成6年に制定した「広島県野生生物の種の保護に関する条例」では指定野生生物種に指定されており、また、環境省（2014）のレッドデータブックでは「絶滅の恐れのある地域個体群」として掲載されている。平成14年に3県で共通の計画を策定し、総合的・科学的な管理を行うこととした。（3県共同指針による保護管理対策の推進）

(2) 目的

ツキノワグマによる人身被害を回避し、農林作物家畜等の被害を軽減するとともに、地域個体群の長期にわたる維持を図り、ツキノワグマと人との共存を目指す。

2 保護すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（第12次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

4 保護が行われる区域（島根県、山口県も各々の県で策定）

広島県全域

5 保護の目標

(1) 現状

- ・ 推定生息数は、ほぼ横ばいで個体数は安定化傾向にある。
- ・ 生息域は、主要生息域から周辺部に広がっていると推定

(2) 個体群管理

西中国山地の脊梁部を中心に安定的に存続、人里付近など周辺密度は低く抑える分布を目指す。

(3) 被害防止対策

適切な被害防止対策を推進し、人身被害を防止するとともに、農林作物家畜等の被害を軽減する。

(4) 生息地の保護及び整備

奥山でのクマにとっての良好な生息環境の保全・回復に努める。

(5) 普及啓発

保護計画についての理解と、クマの生態・被害防止方法についての普及啓発を図る。

○生息推定数（広島県、島根県及び山口県での生息頭数）

- ・ 平成26, 27年度調査：約460頭～1, 270頭（中央値850頭），恒常的生息域：8, 000km²
（参考・平成21, 22年度調査：約450頭～1, 290頭（中央値870頭），恒常的生息域：7, 700km²）
- （〃・平成16, 17年度調査：約300頭～ 740頭（中央値520頭），恒常的生息域：7, 000km²）
- （〃・平成10, 11年度調査：約280頭～ 680頭（中央値480頭），恒常的生息域：5, 000km²）

6 個体群管理に関する事項

- ・ 人とツキノワグマのすみ分け対策の強化
 - ①分布域管理：奥山中心の分布を目指し、農林業の盛んな地域、人間活動が盛んな地域は計画的な管理方針に従い排除
 - ②ゾーニング管理：4つのゾーンに区分し、それぞれの管理方針のもとに対策を実施（保護地域・緩衝地域・防除地域・排除地域）
 - ③個体数管理：個体数が更に増加し安定化した場合などは、次期計画において、狩猟解禁や第二種管理計画への移行を検討
- ・ 除去頭数の単年度上限目安値（3県総計）：年間80頭+ α （14頭）（現計画：年間78頭）
 α ：里山での出没分を加算（防除地域・排除地域の捕獲）

7 被害防除対策

原則として「ツキノワグマ管理活動指針」，「問題グマ判断指針」に従い，対処する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

良好な生息環境を回復させるため，人工林の針広混交林化等を進める。

9 モニタリング等の調査研究

モニタリングは「生息状況」，「生息環境」，「捕獲状況」，「被害状況」，「住民の意識」，「管理活動の評価」について実施し，計画の評価・検討を継続的に行う。

10 その他特定鳥獣の保護のために必要な事項

関係機関と連携を密にして，実施体制及び評価・合意形成を図る。